

10月号

No.10

# くらしのアシスト

太田市消費生活センターだより

発行 太田市消費生活センター  
太田市浜町2-35(市役所2階)  
☎ 0276-30-2220  
発行日 令和7年10月1日

年内最終号の「くらしのアシスト」10月号です。「送り付け商法」や「住宅修理トラブル」が増えています。今年も残すところあと3カ月、気を抜かずにトラブルに備え、楽しい年末を過ごしましょう！

## 事例① 頼んでいないのに請求が？！ 送り付け商法に注意！

①知らないネットショップから商品が届き、代金引換(代引き)による注文と言われ、お金を支払って受け取ったものの、**家族の誰も注文していなかった。**

②頼んでいない本や写真集、健康食品が送られてきた。**中には請求書も入っていた。**



\* 消費者庁イラスト集より \*

### ★相談員からのアドバイス★

・一方的に送りつけられても、お金を支払う必要はありません。  
商品を開封・処分しても支払いは不要です！

・注文を忘れている商品の可能性もあります。

商品を受け取る前に、まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。  
また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう！

「おかしいな」と思ったら

太田市消費生活センター(☎0276-30-2220)

へご相談ください。

## 事例② 慌てないで!!災害後に増える住宅修理のトラブル



数日前に地震があった。突然事業者が来訪し「屋根瓦がずれているのが見えた。地震の影響かもしれない。無料で点検する」と言われ、無料ならと依頼した。点検してもらったところ、「**今すぐ直さないと大変なことになる**」と工事を勧められ、慌てて高額な契約をした。

### ★相談員からのアドバイス★

- ・その場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取って検討しましょう。不要な場合は、きっぱりと断りましょう!
  - ・クーリング・オフができる可能性があります。
- 困ったときは、消費生活センターに相談しましょう!

## 【くらしの安全】毛染めのアナフィラキシーショックに注意!



※カラーリング剤の中でも酸化染毛剤(白髪染め等)は、アレルギー反応を起こしやすい傾向があります。

- ①異常を感じた場合は、使用を止めて、医療機関を受診しましょう。
- ②これまでに異常がなくても、継続的に毛染めをするうちにアレルギーになることがあります。

## 【消費者ホットライン】 ☎188(イヤヤ!)

※お住いの地域の消費生活センターなどの相談窓口につながります。

○太田市消費生活センター ☎0276-30-2220(市役所2階)  
(受付時間)月~金曜日 午前9時~午後4時(祝日、年末年始を除く)

○太田警察署 ☎0276-33-0110(警察相談専用☎ #9110)

※もしも、消費者トラブルで困ったら・・・。

一人で悩まずに、お早めにご相談ください。